

アダプトプログラム（里親制度）活動マニュアル

■ 活動の内容

1 清掃活動により収集した「ごみ」と「資源」について

- ① 紙くず・吸殻・木くず・汚れたビニール類（プラスチック製容器包装を含む。）等の「燃えるごみ」は、市が提供する「燃えるごみ用袋（地域清掃活動用袋）」に入れて、収集日に各自の地域のごみ集積所に出してください。
- ② 金属くずなどの金属類は、市が提供する「燃えないごみ用袋（地域清掃活動用袋）」に入れて、収集日に各自の地域のごみ集積所に出してください。
- ③ 陶器くず・ガラスくずは「陶磁器・ガラス」の収集日に各自の地域のごみ集積所に出してください。
- ④ びん・缶・ペットボトル等は、「資源」として回収しますので、「びん・缶の日」に出すか、資源回収拠点又はエコドームに出してください。ただし、汚れが酷い場合は、再資源化することが困難となりますので、びん・缶については「燃えないごみ用袋（地域清掃活動用袋）」に、ペットボトルなどについては「燃えるごみ用袋（地域清掃活動用袋）」にそれぞれ入れて、収集日に各自の地域のごみ集積所に出してください。
- ⑤ 自転車・タイヤ等の「粗大ごみ」は、場所、品名、個数等を市の担当課（環境課）まで報告してください。
- ⑥ 除草した草・落ち葉・剪定した枝等は、「燃えるごみ」として処理してください。ただし、大量に排出する場合は、市の担当課（環境課）まで連絡してください。
- ⑦ 犬等の糞は、新聞紙で包む又はビニール袋に入れて「燃えるごみ」として処理してください。
- ⑧ 次の廃棄物は、市の担当課（環境課）まで連絡してください。
 - ア 犬・猫等の動物の死骸
 - イ その他処理が困難な廃棄物

2 情報の提供について

次のような事項がありましたら、市の担当課（環境課）まで連絡してください。

- ① 道路や施設の破損
- ② 街路樹、その他樹木の損傷
- ③ その他、環境美化活動に関する障害

3 その他必要な活動について

市と活動者の皆さんで協議して決定します。

■ 活動場所

身近な公共空間である道路、河川等の公共施設が活動の対象になります。活動区域を決めて里親届を市の担当課（環境課）へ提出してください。

■ 活動のしかた

1 活動の回数

活動回数は、無理なく各自個人又は団体のペースで実施してください。

2 活動の注意点

- ① 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時を避けて活動してください。
- ② 交通量の多い道路では、交通安全に特に注意して活動してください。
- ③ 安全上問題がありますので、幼児等の子ども連れの場合は、特に注意して活動してください。
- ④ 児童・生徒が活動の主体となる場合は、責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。

3 活動開始日

登録日を活動開始日とします。

■ 支給・貸出物品

- ① 地域清掃活動用ごみ袋の支給
- ② 清掃に必要なトングの貸し出し

※ 上記支給・貸出物品は必要な都度、市の担当課（環境課）まで申し出てください。（ただし、数に限りがある場合があります。）

■ 傷害保険等の加入

市では、里親の皆さんが活動中にケガをされた場合や、活動中に第三者に及ぼした損害賠償責任（市の過失割合分）に対して「市民総合賠償補償保険」に加入していますので、万一、事故等が発生しましたら直ちに市の担当課（環境課）までご連絡ください。

■ 活動の報告

里親年間活動報告書（様式第4号）を毎年3月末までに市の担当課（環境課）まで提出してください。

■ 里親の辞退

里親を辞退される場合は、市の担当課（環境課）まで里親辞退届（様式第2号）を提出してください。

連絡先

日進市 環境課

電話：0561-73-7111（代表）

FAX：0561-72-4603

電子メール：kankyo@city.nisshin.lg.jp